別紙様式第１号（第１条関係）

別紙様式第一号を次のように改める。

商品投資顧問業者許可証

商品投資顧問業者

許可番号　農林水産大臣　経済産業大臣　（　　）第　　号

許可有効期間　　年　月　日　　～　　年　月　日

（商品投資顧問業者の商号）

注　不要な文字は消すこと。

標識を営業所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上の大きさとすること。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。